

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定（平成26年12月26日締結）の一部を次のように変更する。

平成28年3月17日

別表第1中

「

(2) 病児・病後児保育施設の広域利用

取組みの内容	圏域内の子育て環境の充実を図るため、圏域内に設置されている病児・病後児保育施設について、甲及び乙の住民を対象に事業を展開する。
甲の役割	甲が設置する病児・病後児保育施設を乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。
乙の役割	乙の住民に対して、甲が設置する病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。

を

甲 酒田市本町二丁目2番45号  
酒田市  
酒田市長 丸山



乙 東田川郡庄内町余目字町132番地1  
庄内町  
庄内町長 原田 眞樹



「

(2) 病児・病後児保育施設の相互利用

取組みの内容	圏域内の子育て環境の充実を図るため、圏域内に設置されている病児・病後児保育施設について、甲及び乙の住民を対象に事業を展開する。
甲の役割	甲が設置する病児・病後児保育施設を乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 甲の住民に対して、乙が設置する病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。
乙の役割	乙が設置する病児・病後児保育施設を甲の住民も利用できるようにする。 乙の住民に対して、甲が設置する病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。

に

改める。